

# 食の商品開発・マーケティングの相談をしたい！

## マーケティングアドバイザー事業

「北海道どさんこプラザ」における販路拡大支援事業の一環として、首都圏、中京圏及び札幌市にマーケティングアドバイザーを配置し、道内の中小企業等からの商品開発・マーケティング活動等に関する相談に対して助言等を行います！

### 支援内容

新製品の開発や市場ニーズの把握、販売促進計画の企画・立案など、企業等のマーケティング活動に関して、マーケティングアドバイザーが助言・指導を行います。

### アドバイスの方法

面談・電話・FAXなど、ご要望に応じ、アドバイザーとも相談のうえ決定します。

### 費用

アドバイスを受けること自体は無料です。  
ただし、相談は原則どさんこプラザ（東京・札幌・名古屋）で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。  
また、アドバイザーに自社に来てもらう場合の旅費は企業の負担となります。

### ご利用方法

依頼者の内容に基づき、適当と認められるアドバイザーの助言が行われるよう調整を図り、日程や相談方法等について結果を企業に連絡します。

#### <首都圏・中京圏>

- ・「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」（※）を食産業振興課に提出してください。
- ・道は、依頼書の内容に基づき、「北海道どさんこプラザ受託者」と連絡し、適当と認められるアドバイザーの助言が行われるよう調整し、日程や相談方法等について結果を企業に通知します。
- ※「依頼書」は食産業振興課マーケティング係HPからダウンロードできます。

#### <札幌市>

- ・「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」を、下記に提出してください。

依頼書提出・問合せ先

北海道どさんこプラザ札幌店

札幌市北区北6条西4丁目 JR札幌駅西通北口1階

TEL 011-213-5053 FAX 011-213-5092

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 マーケティング係 TEL 011-204-5766

URL : [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke\\_top.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke_top.html)

# 食の新商品をテスト販売したい！(国内・海外)

## テスト販売制度

販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するため、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」において試験的に販売することができます（有楽町店、羽田空港店、名古屋店、あべのハルカス店、札幌店、シンガポール店、バンコク店で対応。）。販売期間終了後には販売期間中の評判、評価等のアドバイスをいたします！

### 応募商品の要件

下記の条件を満たすもの。

- ・道内で製造または加工されているもの。つまり、申込商品の一括表示において、「製造所」「加工所」が道内に所在するもの。
- ・申込時点で下記の地域において未販売もしくは販売開始後1年以内の加工食品または工芸品。  
有楽町店、羽田空港店、名古屋店、あべのハルカス店：道外、札幌店：札幌市内、シンガポール店：シンガポール国内、バンコク店：タイ国内
- ・過去にテスト販売を行い、改良した加工食品または工芸品。
- ・過去に申し込もうとする店舗の定番商品になったことがないもの。
- ・羽田空港店に申し込む場合は、北海道どさんこプラザ有楽町店のテスト販売に申し込んだ商品が、3ヶ月のテスト販売において売上好調で、引き続き3ヶ月の継続販売を行うこととなったもの。

### 申込者について

- 1 道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業、個人（個人のグループを含む）のうち、次の条件のいずれかに該当する方。
  - (1) 道産品の製造又は加工を行っている方。つまり、申込商品の一括表示において、「製造所」または「加工所」にあたる方。
  - (2) 自ら企画・考案した道産品の販売を行っている方。つまり、申込商品の一括表示において、「販売者」である方。
- 2 羽田空港店に申し込む場合は商品規格書を、シンガポール店に申し込む場合は申込書を、バンコク店に申し込む場合は申込書、商品規格書、原材料内容表示表、製造工程表をエクセルデータで作成・メールで提出できる方。

### 販売条件について

- ・委託販売です。
- ・マージン率は原則国内店18%、海外店は国内小売価格の30%です。
- ・テスト販売期間中の納品、テスト販売期間終了後の返品に係る送料は事業者負担です。

### 募集期間

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
販売期間	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
募集期間 (国内/ネット)	1月4日～2月20日	4月1日～5月20日	7月1日～8月20日	10月1日～11月20日
募集期間 (シンガポール)	12月1日～12月20日	3月1日～3月20日	6月1日～6月20日	9月1日～9月20日
募集期間 (バンコク)	募集期間は通年受付。テスト販売期間は輸入手続きを完了した翌月から3か月間。			

### 申込方法

- ・「テスト販売申込書」に必要事項を記載し、添付書類とともに各（総合）振興局商工労働観光課に提出してください。
- URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html>

# どさんこプラザで催事を開催したい！

## マーケティングサポート催事制度

「北海道どさんこプラザ」における販路拡大支援事業の一環として、「北海道どさんこプラザ」店舗（有楽町店、札幌店、羽田空港店、あべのハルカス店）の催事スペースを利用して、道内の企業等が道産品の対面販売、観光PR、市場調査等を実施できます！

### 販売商品の要件

次の条件を満たすもの。

- (1) 自ら道内で生産、製造、加工した道産品
- (2) 自社企画商品で道内で委託製造している道産品  
(上記(1)に付随して販売する場合に限りです。)

※道産品とは、道内で製造または加工されているもの。つまり、申込商品の一括表示において、「製造者」「加工者」が道内に所在するもの。

### 申込者について

1 次の条件のいずれかを満たす方。

- (1) 道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業（企業等を構成員とする任意グループを含む）及び個人（個人のグループを含む）のうち、自ら道産品の生産、製造、加工を行っている方。  
つまり、申込商品の一括表示において、「製造者」または「加工者」である方。  
※卸売業者や仕入販売業者は該当しません。

- (2) 北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

2 羽田空港店の場合は、商品規格書をエクセルデータで作成・メールで提出できる方。

※同一店舗でのサポート催事は、年度内に2回までです。

### 販売条件について

開催期間：水～火曜日の1週間（一部店舗は7日未満の開催可能）

無料貸出品：冷蔵・冷凍切替販売台、電子レンジ、電磁機器(IH)等

利用手数料：原則売上の15%

※詳細は店舗によって異なるため下記の販売条件を参照

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/5/5/2/2/2/0/7/\\_/別紙.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/5/5/2/2/2/0/7/_/別紙.pdf)

### 募集期間

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
販売期間	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
募集開始	12月10日	3月10日	6月10日	9月10日
募集締切	1月10日	4月10日	7月10日	10月10日

### 申込方法

・「マーケティング催事申込書」に必要事項を記載し、添付書類とともに各（総合）振興局商工労働観光課に提出してください。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html>

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 マーケティング係 TEL 011-204-5766

URL：[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke\\_top.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke_top.html)

# 先端技術等の導入・人材確保について相談したい！

## 地域企業の先端技術人材確保・育成等支援事業

IoT・ロボティクスをはじめとした先端技術の導入や専門人材確保について、地域産業支援機関が地域企業の課題解決を支援します！

### 制度の内容等

○地域のものづくり企業のデジタル化や専門人材の確保・育成について、産業支援機関（工業系7機関）が課題解決に向けた支援を行います。  
生産性向上や人手不足についてお困りの企業は、最寄りの産業支援機関へお問い合わせください。

#### 道内各地域の産業支援機関

道央	公益財団法人 室蘭テクノセンター	TEL 0143-45-1188
道央	公益財団法人 道央産業振興財団	TEL 0144-51-2770
道南	公益財団法人 函館地域産業振興財団(道立工業技術センター)	TEL 0138-34-2600
道北	一般財団法人 旭川産業創造プラザ	TEL 0166-68-2820
オホーツク	一般社団法人 北見工業技術センター運営協会(北見市工業技術センター)	TEL 0157-31-2705
十勝	公益財団法人 とかち財団	TEL 0155-38-8808
釧路・根室	公益財団法人 釧路根室圏産業技術振興センター(釧路工業技術センター)	TEL 0154-55-5121

○先端技術等の知識を持った専門人材の育成研修、生産性向上等についての専門家による講演や製造現場の事例紹介などのセミナー開催を実施します。（開催時期等はノーステック財団へお問い合わせください。）

公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団) TEL 011-708-6525

### 対象者・対象事業者など

○対象となる業種  
ものづくり産業

### 費用など

産業支援機関への技術相談や研修・セミナーへの参加費用は無料です。

北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係 TEL 011-204-5323

# 新分野・新市場進出等で企業の競争力を高めたい！

## 中小企業競争力強化促進事業費補助金

(通称) 北海道産業振興条例に基づき、中小企業者の皆様の新分野・新市場等への進出等への取り組みを支援します！

### 支援内容、対象となる方

北海道内に主たる事務所を有する又は事業所を有する中小企業者等が、新分野・新市場等への進出等のために行う以下の取組に係る経費に対し補助します。

区分	対象経費	補助率	補助限度額
マーケティング支援	市場調査や展示会への出展に係る経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、オンライン展示会も補助対象とし、PR動画等作成経費、出展に必要な機材導入経費も補助対象経費に追加。	1/2 以内	国内 100万円 国外 200万円
コンサルタント等招へい支援	技術開発、生産管理、マーケティング等の課題解決を図るためのコンサルタント等招へいに係る経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、全部及び一部オンラインによるコンサルタントも補助対象に追加。		100万円
産業人材育成・確保支援	【育成事業（派遣）】 先進企業、研修機関、専門職大学院等への従業員等の派遣経費		50万円
	【育成事業（招へい）】※R4新規※ ゼロカーボン、DX等の課題に対応し、競争力を強化するために講師を招へいして行う研修会等の開催に係る経費		50万円
市場対応型製品開発支援	【確保事業】 情報通信技術を活用した場所や時間にとられない働き方（テレワーク）導入のための経費	60万円	
	製品・サービスの開発及び大学等と連携して行う研究開発経費、これに伴う市場調査等の経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、特定産業分野にIT産業を追加し、宇宙産業も重点的支援が可能。	300万円 500万円	

(公財)北海道中小企業総合支援センター

TEL 011-232-2001(代表)

URL: <https://www.hsc.or.jp>

北海道 経済部 産業振興課 産業企画係 TEL 011-204-5311

# 海外への販路開拓をしたい！

JAPANブランド育成支援等事業費補助金(JAPANブランド育成支援等事業)

海外展開やそれを見据えた全国展開のための新商品・サービス開発、ブランディング等の取組を支援します！

※中小企業庁が選定する「支援パートナー」の活用が必須となります。

## 対象となる事業者

海外展開を目指す中小企業等

## 補助額及び補助率

200万円～500万円※1

1～2年目：2/3以内※2 3年目：1/2以内

※1 複数中小企業者による連携体の場合、1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大4社で2,000万円までの上限額となる。

※2 3年以内に海外展開を行うことを明確に示した案件は、国内販路開拓に係る部分について補助率1/2以内

## 補助対象経費

謝金、旅費、通訳・翻訳費、マーケティング調査費、展示会出展費、機器装置等費、設計・デザイン費等

北海道経済産業局 産業部 経営支援課 TEL 011-709-2311 (内線2578)

# 販路開拓や生産性向上等に取り組みたい！

## 小規模事業者持続化補助金<一般型>

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援します。

### 補助対象

小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人

※小規模事業者

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	従業員 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員 20人以下
製造業その他	従業員 20人以下

### 支援内容

#### ◆通常枠

【対象経費】機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費 等

【補助率】補助対象経費の2/3以内

【補助上限額】50万円

【申請要件】申請には地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」が必要です。

発行に時間を要する場合がありますので、余裕をもってご相談ください。

#### ◆特別枠

以下の事業者については、補助上限額や補助率の上乗せ措置があります。

##### ①賃金引上げ枠

事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上(既に達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30円以上)とした事業者に対して、補助上限額を200万円まで引き上げ。

また、本枠を申請する事業者のうち業績が赤字の事業者は、補助率を3/4へ引き上げると共に加点による優先採択を実施。

##### ②卒業枠

常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者に対して、補助上限額を200万円まで引き上げ。

##### ③後継者支援枠

将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園(※)においてファイナリストになった事業者に対して、補助上限額を200万円まで引き上げ。

##### ④創業枠

産業競争力強化法に基づく認定市区町村や認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者に対して、補助上限額を200万円まで引き上げ。

##### ⑤インボイス枠

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者に対して、補助上限額を100万円まで引き上げ。

### スケジュール

申請受付開始: 2022年3月29日(火)

申請受付締切(予定): 【第9回】2022年9月20日(火) 【第10回】2022年12月上旬

【第11回】2023年2月下旬

### 申請・お問い合わせ先

<商工会地区の方> 北海道商工会連合会

TEL 011-251-0102 URL: [https://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_r1h/](https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/)

<商工会議所地区の方> 商工会議所地区 補助金事務局

TEL 03-6632-1502 URL: <https://r3.jizokukahojokin.info/>

# 新分野展開・新商品開発・各種販売促進等 新たな取組をしたい！

中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金(原油価格・物価高騰等影響枠)

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰等に伴う更なる経済環境の変化に対応するため、変革にチャレンジする道内の中小企業者等が行う、新分野展開や新商品開発、原材料コスト抑制等の取組、各種販売促進の取組など、新たな取組に係る経費の一部を補助します。

## 対象者

中小企業者※1（フリーランス※2含む）及びNPO法人※3

- ※1 中小企業基本法第2条に規定する中小・小規模企業者で、道内に本店（個人事業主は住所）を有するもの
- ※2 自身の収入を証明できるもの
- ※3 道内に主たる事務所を有するもの

## 売上要件

2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高（又は付加価値額）が、2019年から2021年の同3か月の合計売上高（又は付加価値額）と比較して10%（付加価値額の場合は15%）以上減少していること。

## 対象となる取組

【経営改善枠】新分野展開、業種転換、新商品開発などの取組、原材料コスト抑制等の取組  
【販売促進枠】販路開拓や販促活動等の取組

## 申請区分・補助額・補助率等

下記申請区分のうちいずれかを選択し申請

区 分	経営改善枠	販売促進枠
取 組 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新分野展開、事業転換、業種転換</li> <li>・新商品の開発または生産</li> <li>・新役務の開発または生産</li> <li>・商品の新たな生産または販売の方式</li> <li>・役務の新たな提供方式の導入</li> <li>・原材料コスト抑制等の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販路開拓等の取組</li> <li>・販促活動の取組</li> </ul>
補 助 金 額	50万円～100万円 ※デジタル技術を活用した原材料コスト抑制等に資する取組を含む場合、上限300万円	上限30万円
補 助 率	3/4以内	3/4以内

## 公募スケジュール

【公募期間】

**2022年8月1日（月）～2022年9月9日（金） 当日消印有効**

新事業展開・販売促進支援補助金事務局

TEL 011-797-0026 9:30～17:30（平日のみ）

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課

TEL 011-204-5331 8:45～17:30（平日のみ）

URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/shinjigyotenkai-hojyokin.html>